

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B事業部における資格喪失日に係る記録を平成4年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年5月1日まで

平成3年4月にA事業所B事業部に入社した。入社後はC事業所に派遣され栄養士として勤務していたが、4年5月ごろに同事業所の職員になった。

A事業所B事業部とC事業所の取決めにより私の身分が変わっただけで、勤務場所や勤務内容に変更は無く、申立期間についても継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の証言により、申立人が平成4年4月30日までA事業所B事業部に勤務していたことが認められる。

また、A事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付したと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間の保険料を納付したとしているが、ほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月31日から同年11月9日ごろまで

昭和45年7月にA事業所に入社し、同年11月9日ごろまで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格が同年10月31日で喪失していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金被保険者原票によると、申立人の健康保険被保険者証の返納日は昭和45年11月30日とされており、当該記録は、同年11月10日にA事業所の被保険者資格を喪失している同僚と同日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を62万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、62万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成19年3月16日及び同年7月23日に係る標準賞与額の記録を22万5,000円及び47万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月16日
② 平成19年7月23日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間①及び②に支給された賞与から、22万5,000円及び47万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出ていると認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る各申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を56万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、56万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成18年12月22日、19年3月16日及び同年7月23日に係る標準賞与額の記録を59万9,000円、21万5,000円及び48万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月22日
② 平成19年3月16日
③ 平成19年7月23日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間①、②及び③に支給された賞与から、59万9,000円、21万5,000円及び48万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る各申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、20万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を 34 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されてきたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、34 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出ていると認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、32 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 2 日から 36 年 1 月 5 日まで
② 昭和 35 年 12 月 24 日から 39 年 4 月 18 日まで

オンライン記録上、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、このようなお金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年7月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金への強制加入対象者であった20歳到達後の昭和40年1月から同年11月までの期間について、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで

昭和 55 年 10 月に、求人広告を見てA事業所に就職した。同社はB市のC町で飲食業を経営しており、社長はD氏で従業員は 30 人ぐらいいた。

昭和 57 年 12 月に、従業員ごと引き抜かれて同じ飲食業のE事業所に転職するまでA事業所で勤務していたのに、この間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間とおおむね重複する期間（昭和 55 年 8 月 2 日から 57 年 8 月 31 日まで）において、申立人はA事業所から商号変更したF事業所において雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人は、当該期間において、A事業所で勤務していたものと認められる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間においてA事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない上、同社はすでに廃業しているため、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険への加入状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時の同僚の名前を覚えていないため、A事業所における申立人の勤務状況等について証言を得ることもできない。

さらに、商業登記簿謄本により確認できるA事業所の当時の役員（3人）についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月から38年2月まで

昭和35年ごろから38年2月ごろまで、A事業所の下請をしていたB事業所で、木の皮を運搬する仕事をしていたにもかかわらず、申立期間について、オンライン記録上、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚（4人）の証言により、申立人が、B事業所に勤務していたことはうかがえるものの、当該元同僚を含む7人から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定する証言は得られない。

また、元同僚（3人）の証言及び厚生年金保険の被保険者記録により、申立期間当時、B事業所では、入社後1年程度経過してから厚生年金保険に加入させていたと推認される上、申立人が自身と一緒に通勤していたとする元同僚（2人）についても、同事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において、B事業所から厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証が交付されたこと、並びに給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらないほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。